

兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育長訓令	ページ
○ 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程等の一部を改正する訓令	1
○ 教育委員会公舎管理規程の一部を改正する訓令	2

教育長訓令

兵庫県教育長訓令第1号

本庁
地方機関
県立学校
教育機関

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

兵庫県教育長 高井芳朗

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程等の一部を改正する訓令

(兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部改正)

第1条 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程（昭和43年兵庫県教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条第2号中「主幹又は係長」を「班長又主幹」に改め、同条第3号中「、副課長、主幹、課長補佐又は係長」を「又は副課長」に改め、同条第4号中「主幹、課長補佐又は係長」を「副課長、班長又は主幹」に改める。

第6条第2項第3号中「係」を「班」に改める。

第7条の見出し中「主幹等」を「班長等」に改め、同条中「主幹又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

第10条の2の見出し中「主幹等」を「班長等」に改め、同条中「主幹又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

第12条中「主幹、課長補佐又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

第13条中「、主幹、課長補佐又は係長」を削る。

(兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部改正)

第2条 兵庫県教育委員会教育事務所処務規程（昭和43年兵庫県教育長訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第5号並びに第8条の規定中「主幹」を「所長補佐」に改める。

(本庁文書管理規程の一部改正)

第3条 本庁文書管理規程（昭和61年兵庫県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条中「企画県民部教育・情報局情報政策課長」を「知事部局」に改める。

第7条第1項中「主幹、課長補佐若しくは係長」を「班長若しくは主幹」に、「主幹等」を「班長等」に改める。

第8条第1項中「主幹等」を「班長等」に改める。

第43条第2項中「企画県民部管理局文書課」を「企画県民部文書課」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号（第22条関係）

決 裁 書 ・ 報 告 書

(/)

起 案		所 属		公印使用 承 認
決 裁		職 氏 名		
保 存		電 話		
歴史的価値		文書番号		
標 題				
教育長 教育次長 (文書主任) 課長 班長 課員				

附 則

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。



兵庫県教育長訓令第 2 号

本 庁
教 育 事 務 所
県 立 学 校
教 育 機 関

教育委員会公舎管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3 月 31 日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

教育委員会公舎管理規程の一部を改正する訓令

教育委員会公舎管理規程（昭和58年兵庫県教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この訓令において「職員」とは、県立学校（兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第 9 号。以下「組織規則」という。）第 3 条第 3 項に規定する県立学校をいう。以下同じ。）、本庁（組織規則第 3 条第 1 項に規定する本庁をいう。）、地方機関（組織規則第 3 条第 2 項に規定する地方機関をいう。）及び教育機関（組織規則第 3 条第 4 項に規定する教育機関をいう。以下同じ。）（以下これらを「学校等」という。）に勤務する一般職の職員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第 2 項に規定する退職派遣者及び教育長が別に定める者をいう。

第 3 条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「公舎に入居することができる職員は、当該公舎の所属に係る学校等に勤務する職員とし、」を削り、同項の表 A 公舎の項入居の資格

を有する者の欄を次のように改める。

県立学校の校長、教育事務所の所長及び教育機関の長、県立学校の副校長、教頭及び事務長、教育事務所の教育振興室長及び副所長並びに教育機関の副所長、副校長、次長及び副園長の職にある職員

第3条中第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 公舎に入居することができる職員は、当該公舎の所属に係る学校等に勤務する職員とする。ただし、B公舎のうち教育長が別に定めるもの（以下「教職員公舎」という。）については、この限りでない。

第5条第1項中「以下同じ。」を削る。

第12条第1項第3号及び第5号中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第23条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

教職員公舎の管理に関して必要な事項は、教育長が別に定めるところによる。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第23条 教職員公舎については、第4条から前条までの規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に教職員住宅に入居している者は、改正後の教育委員会公舎管理規程に基づいて同訓令第3条第2項ただし書に規定する教職員公舎に入居したものとみなす。

（教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部改正）

- 3 教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程（昭和58年教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表第1建物の項摘要の欄中「、職員住宅」を削る。